

○静岡市屋外広告物条例等の規定による区域等の指定

平成15年4月1日

告示第20号

改正 平成17年3月31日告示第106号

平成18年11月1日告示第491号

平成20年3月31日告示第136号

平成20年10月30日告示第531号

平成20年12月26日告示第608号

平成23年10月24日告示第623号

平成24年4月14日告示第267号

平成28年6月28日告示第526号

平成30年3月22日告示第151号

令和4年3月25日告示第150号

静岡市屋外広告物条例（平成15年静岡市条例第229号。以下「条例」という。）第3条第5号から第7号まで及び第9号、第5条第2号及び第3号並びに第9項並びに静岡市屋外広告物条例施行規則（平成15年静岡市規則第218号。以下「規則」という。）第3条第3項第2号の規定による区域等を次のとおり指定したので、告示する。

1 条例第3条第5号の区域

静岡市清水区三保字宮方1065の2、1074の1、1074の5及び1074の6

2 条例第3条第6号及び第7号の区域

(1) 道路

路線名	指定する区間	指定する区域
高速自動車国道		市内の全区間（トンネルの区間を除く。）の本線車道から500メートルの等距離線の範囲内の地域
一般国道1号	富士市との境界から一般国道52号との交差点までの区間及び市道丸子泉ヶ谷線との交差点から藤枝市との境界までの区間（トンネルの区間を除く。）	(1) 富士市との境界から一般国道52号との交差点までの区間の車道（副道を除く。以下同じ。）から500メートルの等距離線の範囲内の地域 (2) 市道丸子泉ヶ谷線との交差点から藤枝市との境界までの区間（トンネ

		ルの区間を除く。)の車道から100メートルの等距離線の範囲内の地域
一般国道1号静岡バイパス	全区間(トンネルの区間を除く。)	左記の指定する区間の車道から500メートルの等距離線の範囲内の地域
一般国道150号	県道三保駒越線との交差点から県道静岡焼津線との交差点までの区間(平成20年静岡市告示第72号により供用開始の告示をした区間を除く。)	左記の指定する区間の車道から500メートルの等距離線の範囲内の地域
県道井川湖御幸線	県道山脇大谷線との交差点(葵区下1255番1地内)から市街化区域境界までの区間	左記の指定する区間の車道から500メートルの等距離線の範囲内の地域
県道山脇大谷線	高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線との接続点から一般国道1号静岡バイパスとの交差点までの区間(トンネルの区間を除く。)	左記の指定する区間の車道から500メートルの等距離線の範囲内の地域
県道三保駒越線	全区間	左記の指定する区間の車道から500メートルの等距離線の範囲内の地域
県道静岡焼津線	市内の全区間(トンネルの区間を除く。)	左記の指定する区間の車道から500メートルの等距離線の範囲内の地域
袖師臨港道路	市道島崎町1号線との交差点から一般国道1号との交差点までの区間	左記の指定する区間の車道から500メートルの等距離線の範囲内の地域(別に図示する市街地域を除く。)

(2) 鉄道

路線名	指定する区間	指定する区域
新幹線鉄道		市内の全区間(トンネルの区間を除

		く。)の鉄道から500メートルの等距離線の範囲内の地域(別に図示する市街地域を除く。)
東海道本線	市内の全区間(トンネルの区間を除く。)	左記の指定する区間の鉄道から100メートルの等距離線の範囲内の地域(別に図示する市街地域を除く。)

3 条例第3条第9号の建造物

- (1) 静岡音楽館条例(平成15年静岡市条例第119号)に規定する静岡音楽館
- (2) 静岡市生涯学習施設条例(平成20年静岡市条例第17号)に規定する生涯学習施設

4 条例第5条第2号及び第3号の区域

路線名	指定する区間	指定する区域
一般国道52号	市内の全区間(トンネルの区間を除く。)	左記の指定する区間の車道から500メートルの等距離線の範囲内の地域(都市計画法(昭和43年法律第100号)第5条の規定により指定された都市計画区域を除く。)

5 条例第6条第1項第2号の公共的団体

独立行政法人及び地方独立行政法人

6 条例第6条第1項第2号及び第4号の物件

信号機、照明塔、防犯灯、遊戯施設、公園のベンチ、カーブミラー、公衆用ごみ容器、公衆用すいがら容器、フラワーポット、樹名板並びに条例第6条第1項第6号及び第7号に掲げる物件

7 条例第6条第9項の地域の活動に貢献するもの

- (1) 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第46条第2項第5号の滞在快適性等向上区域内の土地の所有者若しくは地上権若しくは賃借権を有する者又は当該区域内の建築物の所有者
- (2) 都市再生特別措置法第73条第1項の都市再生整備歩行者経路協定及び同法第74条第1項の都市利便増進協定を締結した者(同法第118条第1項の都市再生推進法人を除く。)
- (3) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第5条の6第1項の認定計画提出者
- (4) 商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)第2条第1項の組合

- (5) 道路法（昭和27年法律第180号）第48条の60第1項の道路協力団体
- (6) 河川法（昭和39年法律第167号）第58条の8第1項の河川協力団体
- (7) 前各号に掲げるもののほか、条例第30条に規定する審議会の議決を経て、市長が適当と認めるもの

8 規則第3条第3項第2号に規定する区域

建築基準法（昭和25年法律第201号）第52条第1項第2号の規定に基づき定められた建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合が10分の30以上の地域

附 則

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日告示第106号）

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年11月1日告示第491号）

この告示は、平成18年11月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日告示第136号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年10月30日告示第531号）

この告示は、平成20年11月1日から施行する。

附 則（平成20年12月26日告示第608号）

この告示は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（平成23年10月24日告示第623号）

この告示は、平成23年11月1日から施行する。

附 則（平成24年4月14日告示第267号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年6月28日告示第526号）

この告示は、平成28年11月1日から施行する。

附 則（平成30年3月22日告示第151号）

この告示は、平成30年3月24日から施行する。

附 則（令和4年3月25日告示第150号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別図

条例第3条第7号の規定する区域のうち特別規制地域から除く市街地域

- 1 (1) 路線名 新幹線鉄道及び東海道本線
(2) 解除する規制の内容 特別規制地域



- 2 (1) 路線名 袖師臨港道路及び東海道本線
(2) 解除する規制の内容 特別規制区域

